

平成28年生駒市議会（第3回）臨時会議案

平成28年5月11日

生 駒 市

平成 28 年生駒市議会（第3回）臨時会議案目録

議案番号	議案名	頁
報告第 4 号	市長専決処分の報告について (和解及び損害賠償の額の決定について)	1～2
議案第 46 号	専決処分につき承認を求めることについて (生駒市税条例等の一部を改正する条例の制定について)	3～8
議案第 47 号	専決処分につき承認を求めることについて (生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について)	9～11
議案第 48 号	専決処分につき承認を求めることについて (生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)	12～13
議案第 49 号	専決処分につき承認を求めることについて (生駒市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について)	14～15
議案第 50 号	専決処分につき承認を求めることについて (生駒市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について)	16～18

報告第 4 号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成28年5月11日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額の決定について

和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、下記のとおり専決処分する。

記

1 事故区分及び事故発生日

物損事故

平成27年10月31日(土)午前10時30分頃

2 事故発生場所

生駒市元町1丁目10番5号先

市道宝山寺参詣線上

3 損害賠償額

金 195,723円

4 事故の概要

上記場所において、市道を南から北へ歩行中、道路側溝のグレーチング蓋がはずれ、足を踏みはずし、足を負傷したもの。

平成28年4月19日

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 46 号

専決処分につき承認を求めることについて

生駒市税条例等の一部を改正する条例を定めることについては、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成28年3月31日別紙のとおり処分したから、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成28年5月11日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専第 2 号

専 決 処 分 書

生駒市税条例等の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）
第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成28年3月31日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市税条例等の一部を改正する条例

（生駒市税条例の一部改正）

第1条 生駒市税条例（昭和50年12月生駒市条例第31号）の一部を次のよ
うに改正する。

第47条第2項第1号中「又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは
事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人
番号」を「及び住所又は居所（法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所
在地及び法人番号）」に改める。

第63条中「又は第12号の固定資産」を「若しくは第12号の固定資産又
は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療
関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）」に、「独立行政
法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第66条中「又は第12号」を「、第12号又は第16号」に改める。

第139条の3第2項第1号中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は」を削り、「同条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項」に改め、「個人番号又は」を削る。

附則第12条の2第4項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第7号」に改め、同条第12項を同条第19項とし、同条第11項を同条第17項とし、同項の次に次の1項を加える。

18 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の4とする。

附則第12条の2中第10項を第16項とし、第9項を第15項とし、第8項を第9項とし、同項の次に次の5項を加える。

10 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

12 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

14 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第12条の2中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第12条の3第9項第5号中「費用」の次に「及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。

(生駒市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 生駒市税条例の一部を改正する条例(平成27年12月生駒市条例第33号)の一部を次のように改正する。

附則第6条第3項の表第106条第1項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、「第1条の規定」を削り、同表第106条第2項の項中「第34号の2の2様式」を「施行規則第34号の2の2様式」に改め、同表第106条第3項の項中「第34号の2の6様式」を「施行規則第34号の2の6様式」に改め、同表第106条第4項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、同条第7項の表第108条の2の項中「第108条の2」を「第108条の2第1項」に改め、同条第10項の表第7項の表第108条の2の項の項中「第108条の2」を「第108条の2第1項」に改め、同条第12項の表中

第7項の表第108条の2の項	附則第6条第5項		を
第7項の表第109条第2項の項	附則第6条第6項		

第7項の表第108条の2第1項の項	附則第6条第5項	附則第6条第12項において準用する同条第5項	に
第7項の表第109条第2項の項	附則第6条第6項	附則第6条第12項において準用する同条第6項	

改め、同条第14項の表第7項の表第108条の2の項の項中「第108条の2」を「第108条の2第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の生駒市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第12条の2第7項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新たに取得され、又は改良される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第29項に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第12条の2第10項の規定は、施行日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例附則第12条の2第11項の規定は、施行日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新条例附則第12条の2第12項の規定は、施行日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

6 新条例附則第12条の2第13項の規定は、施行日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年

度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 7 新条例附則第12条の2第14項の規定は、施行日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 8 新条例附則第12条の2第18項の規定は、施行日以後に新たに取得される新法附則第15条第42項に規定する家屋及び償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 9 新条例附則第12条の3第9項第5号の規定は、施行日以後に改修される新法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

議案第 47 号

専決処分につき承認を求めることについて

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例を定めることについては、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成28年3月31日別紙のとおり処分したから、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成28年5月11日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専第 3 号

専 決 処 分 書

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、専決処分する。

平成 28 年 3 月 31 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例

生駒市都市計画税条例（昭和 50 年 12 月生駒市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「第 23 項、第 24 項」を「第 22 項から第 24 項まで」に、「又は第 30 項から第 33 項まで」を「から第 31 項まで、第 33 項又は第 34 項」に改める。

附則第 3 条の 8 中「附則第 3 条の 4」を「附則第 3 条の 5」に、「第 20 項」を「第 19 項」に改め、同条を附則第 3 条の 9 とする。

附則第 3 条の 7 中「附則第 3 条の 4」を「附則第 3 条の 5」に、「第 20 項」を「第 19 項」に改め、同条を附則第 3 条の 8 とする。

附則第 3 条の 6 中「附則第 3 条の 4」を「附則第 3 条の 5」に、「第 20 項」を「第 19 項」に改め、同条を附則第 3 条の 7 とする。

附則第 3 条の 5 中「第 20 項」を「第 19 項」に改め、同条を附則第 3 条の 6 とする。

附則第3条の4中「第20項」を「第19項」に改め、同条を附則第3条の5とし、附則第3条の3の次に次の1条を加える。

(法附則第15条第42項の条例で定める割合)

第3条の4 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の4とする。

附則第4条、第6条及び第6条の2中「第20項」を「第19項」に改める。

附則第8条中「附則第3条の4及び第3条の6」を「附則第3条の5及び第3条の7」に、「附則第3条の4及び第3条の7」を「附則第3条の5及び第3条の8」に、「附則第3条の5、第3条の7及び第3条の8」を「附則第3条の6、第3条の8及び第3条の9」に、「附則第3条の7から第4条まで」を「附則第3条の8から第4条まで」に改める。

附則第9条中「若しくは第42項」を「、第42項若しくは第45項」に、「第30項から第33項まで」を「第34項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の生駒市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成27年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第3条の4の規定は、この条例の施行の日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第42項に規定する家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用する。

議案第 48 号

専決処分につき承認を求めることについて

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについては、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成28年3月31日別紙のとおり処分したから、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成28年5月11日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専第 4 号

専 決 処 分 書

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成28年3月31日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

生駒市国民健康保険税条例（平成12年3月生駒市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第23条第2号中「260,000円」を「265,000円」に改め、同条第3号中「470,000円」を「480,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の生駒市国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 49 号

専決処分につき承認を求めることについて

生駒市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例を定めることについては、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成28年3月31日別紙のとおり処分したから、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成28年5月11日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専第 5 号

専 決 処 分 書

生駒市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成28年3月31日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例

生駒市立幼稚園保育料徴収条例（昭和25年4月生駒市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「3歳から小学校3年までの者が同一世帯に」を「特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。）が」に改め、同項第2号中「天災地変により」を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 50 号

専決処分につき承認を求めることについて

生駒市立保育所条例の一部を改正する条例を定めることについては、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、平成28年3月31日別紙のとおり処分したから、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成28年5月11日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専 決 処 分 書

生駒市立保育所条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成28年3月31日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市立保育所条例の一部を改正する条例

生駒市立保育所条例（昭和30年3月生駒市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表備考第8項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項の規定にかかわらず、児童の属する世帯が次に掲げる世帯（以下「要保護者等世帯」という。）である場合におけるこの表の適用については、B階層の世帯にあつては当該世帯の保育料の額は0円とし、C₁階層からC₆階層までの世帯及びC₇階層のうち市町村民税の所得割額が77,100円以下の世帯にあつては当該世帯の保育料の額は同表に定める括弧内の額とする。

別表備考に次の1項を加える。

- 9 前2項の規定にかかわらず、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合におけるこの表の適用に

については、児童の属する世帯がB階層からC₄階層までの世帯及びC₅階層のうち市町村民税の所得割額が57,699円以下の世帯（要保護者等世帯を除く。）の保育料の額は、最年長の特定被監護者等から順に2人目は同表に定める括弧内の額、3人目以降は0円とし、児童の属する世帯が要保護者等世帯であってC₁階層からC₆階層までの世帯及びC₇階層のうち市町村民税の所得割額が77,100円以下の世帯の保育料の額は、最年長の特定被監護者等から順に2人目以降は0円とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の生駒市立保育所条例の規定は、平成28年度分の保育料から適用し、平成27年度分までの保育料については、なお従前の例による。